

国立大学法人富山大学契約規則

平成17年10月1日制定
平成20年3月1日改正
平成29年3月29日改正
平成29年10月25日改正
平成30年2月14日改正
令和2年3月10日改正
令和3年3月30日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 一般競争契約（第5条～第30条）
- 第3章 指名競争契約（第31条～第35条）
- 第4章 随意契約（第36条～第41条）
- 第5章 契約の締結（第42条～第47条）
- 第6章 契約の履行（第48条～第56条）
- 第7章 雑則（第57条，第58条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、[国立大学法人富山大会計規程](#)（以下「会計規程」という。）に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）が締結する売買，貸借，請負その他の契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

- 第2条 本学における契約事務の取扱いについては、会計規程に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。
- 2 本学における契約の一般的約定事項については、この規則に定める場合を除くほか、別に定める契約基準による。

（契約責任者）

- 第3条 この規則において、「契約責任者」とは、会計規程第6条第1項第4号に規定する契約責任者及び会計規程第7条第1項に規定する会計組織の事務の一部を分掌する者（「分任契約責任者」という。）をいう。
- 2 契約責任者について規定した条項は、会計規程第7条第2項に規定する事務を代理する者について準用する。

（契約審査委員会）

第4条 学長は、別に定めるところにより契約審査委員会を置くものとする。

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第44条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(学長が定める一般競争参加者の資格)

第7条 学長は、一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、各省各庁において有効な統一資格を得た者を本学における一般競争参加者の資格を有する者として、建設工事等の競争参加に係るものについては、文部科学省において有効な資格を得た者を本学における一般競争参加者の資格を有する者としてそれぞれ認めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。

(契約責任者が定める一般競争参加者の資格)

第8条 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため、特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の資格を有する者につき、さらに、当該競争に参加する者に必

要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

(入札の公告)

第9条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第10条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項

(入札書の引換え等の禁止)

第11条 会計規程第47条の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札の無効)

第12条 契約責任者は、第9条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第13条 契約責任者は、競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の納付の免除)

第14条 契約責任者は、前条第1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第7条の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第15条 第13条第2項の規定により、契約責任者が入札保証金の納付に代えて提供させる

ことができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - (3) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
 - (4) その他確実と認められる担保で学長の定めるもの
- 2 前項の担保の価値及びその提供の手続は、別に定める。

(入札保証金の帰属)

第16条 第13条の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

(予定価格の作成)

第17条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格（第28条の競争にあつては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。以下同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第18条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第19条 契約責任者は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(再度入札)

第20条 契約責任者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約責任者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第22条 会計規程第49条第2項に規定する本学の支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続)

第23条 学長は、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第24条 契約責任者は、第22条に規定する契約に係る競争を行なった場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約責任者は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

第25条 契約審査委員会は、前条第2項の規定により、契約責任者から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

第26条 契約責任者は、前条の規定により表示された契約審査委員会の委員（以下「契約審査委員」という。）の意見のうちの多数が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約責任者は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続)

第27条 契約責任者は、第22条に規定する契約に係る競争を行なった場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を学長に提出し、その者を落札者としないうことについて承認を求めなければならない。

2 契約責任者は、前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

(交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定)

第28条 契約責任者は、本学の所有に属する財産と本学以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が本学にとって最も有利な

申込みをした者を落札者とすることができる。

(再度公告入札の公告期間)

第29条 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに、入札に付そうとするときは、第9条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(せり売り)

第30条 契約責任者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第31条 会計規程第45条第1項第2号の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 関係業者が通謀して、一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- (2) 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
- (3) 契約上の義務違反があるときは本学の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

2 会計規程第45条第1項第3号の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が2,500万円を超えない工事をさせるとき。
- (2) 予定価格が1,000万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定価格が1,000万円を超えない製造をさせるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が1,000万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が1,000万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が1,000万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が1,000万円を超えないものをするとき。

3 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第32条 学長は、指名競争に参加する者に必要な資格について、第7条の規定を準用する。

(指名基準)

第33条 学長は、契約責任者が前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

(競争参加者の指名)

第34条 契約責任者は、指名競争に付するときは、第32条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第10条第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第35条 第5条、第6条及び第11条から第28条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第36条 会計規程第46条第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (2) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- (3) 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (4) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

2 会計規程第46条第1項第4号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が1,000万円を超えない工事をさせるとき。
- (3) 予定価格が500万円を超えない財産を買入れるとき。
- (4) 予定価格が500万円を超えない製造をさせるとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (6) 予定価格が500万円を超えない財産を売り払うとき。
- (7) 予定賃貸料の年額又は総額が500万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (8) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が500万円を超えないものをするとき。
- (9) 運送又は保管をさせるとき。
- (10) 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- (11) 農場、工場、学校その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- (12) 本学の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- (13) 本学の規定により資産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- (14) 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

- (15) 外国で契約をするとき。
- (16) 都道府県及び市町村その他の公法人，公益法人，農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- (17) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (18) 事業協同組合，事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- (19) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- (20) 産業又は開拓事業の保護奨励のため，必要な物件を売り払い若しくは貸し付け，又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- (21) 公共用，公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業業者に売り払い，貸し付け又は信託するとき。
- (22) 土地，建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (23) 事業経営上の特別の必要に基づき，物品を買い入れ若しくは製造させ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- (24) 本学が本学以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。
- (25) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

(入札者がいないとき等の随意契約)

第37条 契約責任者は，競争に付しても入札者がいないとき，又は再度の入札をしても落札者がいないときは，随意契約によることができる。この場合においては，契約保証金及び履行期限を除くほか，最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第38条 契約責任者は，落札者が契約を結ばないときは，その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては，履行期限を除くほか，最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第39条 前2条の場合においては，予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り，当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(予定価格の決定)

第40条 契約責任者は，随意契約によろうとするときは，あらかじめ第18条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし，別に定める場合は書面による予定価格の作成を省略することができる。

(見積書の徴取)

第41条 契約責任者は，随意契約によろうとするときは，なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第42条 会計規程第50条第1項のその他必要な事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- (1) 契約の履行場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
- (5) 危険負担
- (6) 契約に関する紛争の解決方法
- (7) その他必要な事項

(契約書の省略)

第43条 会計規程第50条第1項ただし書きの規定により、契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、契約金額が500万円を超えない契約をする場合
- (2) せり売りに付する場合
- (3) 物品の売払いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (4) 第1号に規定する以外の随意契約で、契約責任者が契約書を作成する必要がないと認める場合

(契約保証金)

第44条 契約責任者は、本学と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他次条に定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

(契約保証金の免除)

第45条 契約責任者は、前条第1項のただし書の規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長の指定する金融機関と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 第7条の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金に代わる担保)

第46条 第15条の規定は、契約責任者が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

(契約保証金の本学帰属)

第47条 第44条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

第6章 契約の履行

(売払代金の完納時期)

第48条 本学の所有に属する財産の売払代金は、法律又は政令に特別の規定がある場合を除くほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに、完納させなければならない。

(監督の方法)

第49条 会計規程第51条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）は、契約責任者が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。

(検査の方法)

第50条 会計規程第51条第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）は、契約責任者が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

(監督又は検査の一部省略)

第51条 前2条の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、第49条の監督又は前条の検査の一部を省略することができる。

2 前項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち別に定める物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

第52条 削除

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第53条 契約責任者から検査を命ぜられた補助者の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約責任者から監督を命ぜられた補助者の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第54条 契約責任者は、会計規程第51条第3項のただし書きの規定により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により本学の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、本学の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(検査調書の作成)

第55条 契約責任者、契約責任者から検査を命ぜられた補助者(以下「検査員」という。)は、検査を完了した場合においては、別に定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。ただし、納品書又は完成通知書若しくは完了通知書に検査年月日、検査員の氏名を記載することにより検査調書に代えることができる。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

(部分払の限度額)

第56条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

第7章 雑則

(長期継続契約ができるもの)

第57条 契約責任者は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務その他の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

2 前項の規定により、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務その他について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。

- (1) 電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者が供給する電気
- (2) ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者が供給するガス
- (3) 水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法第2条第5項に規定する工業用水道事業者が供給する水
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務
- (5) その他本学の業務運営上必要がある場合の売買、貸借、請負その他の契約

(雑則)

第58条 この規則を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則
この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年10月25日から施行する。

附 則
この規則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。